ただし、法第三十八条の二第一項の規定によつて老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、この限りでない。

一～四　（略）

4　（略）

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第五条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求） **第二条**　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第二条第一項に規定する中国残留邦人等及び北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者（以下「中国残留邦人等及び被害者」という。）に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一　（略） 一の二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。） 二～四　（略） 2～5　（略） （支給停止の解除の申請） **第三条**　昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定により老齢福祉年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　個人番号又は国民年金証書（様式第四号）の記号番号 四　（略） 2・3　（略） （支給停止に関する届出） **第四条**　（略） 2　（略）	（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求） **第二条**　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第二条第一項に規定する中国残留邦人等及び北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者（以下「中国残留邦人等及び被害者」という。）に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。 一　（略） （新設） 二～四　（略） 2～5　（略） （支給停止の解除の申請） **第三条**　昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定により老齢福祉年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金証書（様式第四号）の記号番号 四　（略） 2・3　（略） （支給停止に関する届出） **第四条**　（略） 2　（略）